

當麻庁舎の危険性排除に
伴う機能再編に関する
特別委員会

令和3年6月24日

葛城市議会

書 記

吉 田 賢 二

〃

福 原 有 美

7. 調 査 案 件

(1) 當麻庁舎老朽化に関し、危険性の排除に関する事項

(2) その他

開 会 午前11時00分

川村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開会いたします。

皆様、こんにちは。本日、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会、会期中に開催させていただきました。非常に市民の関心も多く、いろいろな形でお問合せもぼちぼち議員の皆様にもあるような状況でございますが、しっかりと市民に周知をしていただきながら、我々も、どんな形が一番ベストであるかということをしかりと考えていただきまして、この委員会、進めさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様、また理事者の皆様、一丸となってこの問題について進めていかせていただきたいというふうに私は思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。下村議員、内野議員。よろしくお願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されますようお願いいたします。

葛城市議会では会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

発言につきましては簡単明瞭にさせていただきまして、会議の時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）當麻庁舎老朽化に関し、危険性の排除に関する事項についてを議題といたします。

前回、第1回の本特別委員会では、今までの経緯を踏まえ、當麻庁舎の危険性排除に伴い、除却することの必要性や、それに伴う當麻庁舎機能の一時的な配置、また、その予算計上、そして、今後の再配置検討などについての説明を受けました。そして、皆様に審査をいただいたところでございます。本日は、その後の経過により、その進捗や変更点があれば説明を願いたいと思っております。理事者、よろしくお願いいたします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、前回5月21日開催の委員会後の進捗や変更点につきまして、まず、新庄庁舎配置案の変更、それから今後のスケジュール案、産業観光部が移動することに伴う産業観光部業務の市民対応、この3点につきまして説明させていただきます。

まず、新庄庁舎配置案の変更についてでございます。前回の委員会におきましてお示しさせていただいた新庄庁舎配置案を一部変更いたしましたので、改めまして変更部分について説明させていただきます。

資料の新庄庁舎の配置案、A3、5枚をご覧ください。変更箇所は2階と4階部分になり

ます。

まず、2階配置案の平面図をご覧ください。2階でございますが、前回では図面上段の総務部、総務財政課、管財課、庁舎機能再編推進室を現状のままとしておりましたが、前回の委員会におきまして様々ご意見を頂戴し、再度、一時的な移転といえども、できるだけ住民目線で検討し、移転の手順とスケジュールの調整をいたしました結果、産業観光部、農林課、商工観光課と環境課を配置する案といたしました。

なお、総務部は、産業観光部に代わり、4階に配置する案としております。

また、環境課でございますが、前回では生活安全課と都市計画課の間に配置する案としておりましたが、スペースの都合から、産業観光部の商工観光課の横に配置する案として再調整しております。

続いての変更箇所は4階になります。4階配置案の平面図をご覧ください。図面左上部になりますけれども、現在、会議室でスペースのあるところに、前回では産業観光部を配置する案としておりました。しかし、2階の総務部を4階に配置する案と変更しております。また、廊下を隔てたところに、1階から人権政策課を配置する案としております。

今回の移転でございますが、書庫の確保が課題の1つとなっております。共有書類の保管スペース確保のため、また、今後の組織変更に伴う机や椅子の移動を極力なくすことで職員の負担を軽減することを考え、ユニバーサルレイアウトという方法を採用しようと考えております。

なお、参考資料、A4のユニバーサルプランについてをご覧ください。このユニバーサルレイアウトといいますのは、従来、部署ごとにエリア分けしていた机などのレイアウトを統一し、部署が混在して並ぶことを許容することで、組織変更があってもレイアウトは変更せず、人や組織のみが柔軟に動くことで対応し、事務の効率化を図る手法のことをいいます。今般の移転に加えまして、電子決裁の導入など、変化のタイミングが重なっておりますので、これを機に、職員の協力を得ながら個人資料を制限し、文書管理を徹底することで保管スペースの確保を目指すなど、今後も職場環境の改善の輪が広がるよう意識づけしていきたいと考えております。

また、ユニバーサルレイアウトのイメージといたしまして、参考までですけれども、大和高田市役所の新庁舎における窓口レイアウト資料もおつけしておりますので、ご確認ください。

なお、今回の配置案であります。現時点での配置案でありますので、実際の移動の際には細かな変更の可能性はあるかと存じます。

続きまして、今後のスケジュール案についてでございます。スケジュール案の資料をご覧ください。

議会におきましては、昨日の予算特別委員会におきまして、当麻庁舎の危険性排除のため、一時的に当麻庁舎機能を分庁舎と新庄庁舎に移転するための諸費用及び当麻庁舎の解体実施設計費用につきまして、承認をいただいたところでございます。

次に、引っ越し先でございますが、当麻庁舎の危険性の排除に伴う分庁舎の改修のため、

まず産業観光部が分庁舎から新庄庁舎へ引っ越すこととなりますが、予定では8月29日までに引っ越しをし、準備作業を終了、8月30日月曜日より新庄庁舎2階において供用開始を目指します。

また、現在、新庄庁舎2階に配置されております総務部、総務財政課、管財課、庁舎機能再編推進室と1階の人権政策課は、前もって7月の中旬頃から4階に移動する予定をしております。これと同じ時期に合わせまして、1階の環境課も、産業観光部が入る予定の2階に移動し、新庄庁舎内の改修及び文書管理に備える予定をしております。

なお、順次必要な改修工事を行い、一時的な移転を進めてまいりますが、年度末が近づくに従いまして、各課の事業が多忙となりますので、12月、1月を目途に、残りの部署が當麻庁舎から分庁舎や新庄庁舎へと引っ越すことを目指します。

最後に、市民の方への周知でございますが、8月、9月広報で掲載を行う予定をしております。また、随時ホームページや定時放送でも周知をしてみたいと考えております。

次に、スケジュール案でもお示しいたしましたように、8月30日に供用開始ができるよう、産業観光部が新庄庁舎へ移動することに伴いまして、産業観光部業務の市民対応につきまして、今回、より具体的な業務の流れにつきましてイメージしていただけるよう別表を作成しておりますので、資料を基に説明させていただきます。

産業観光部業務の市民対応の表をご覧ください。分庁舎に設置予定の総合窓口で市民の方が来庁された場合の農林課業務の対応でございます。

まず、地番配置図発行、イタチ鑑貸与につきましては、総合窓口で対応可能でございます。

農業委員会公印の押印が必要な証明書発行業務につきましては総合窓口で受け付けし、新庄庁舎の農林課とリモート対応の上、証明書の受渡しは翌日以降に行います。証明書の即日発行を希望され、対応が可能な場合につきましては、新庄庁舎でのみ行います。なお、事前に電話相談をしていただくとスムーズに対応できる旨を周知いたします。

次に、農地法関係を含む各種相談につきましては、総合窓口で受け付けし、新庄庁舎の農林課とのリモート対応を案内いたします。次回以降は現場確認、新庄庁舎、分庁舎のいずれかの希望される方法での対応となります。なお、この場合も、事前に電話相談をしていただくとスムーズに対応できる旨を周知いたします。

次に、商工観光課業務の対応でございますが、観光パンフレット等の配付につきましては、総合窓口で対応可能でございます。

以上、3点の説明を終わらせていただきます。

今ご説明いたしました事案につきまして、ご審議賜りますようお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明願いました件につきまして、何か確認事項はございますでしょうか。皆様の質疑を承ります。

吉村委員。

吉村委員 今お話をいただきまして、ちょっと確認をしたいんですけども、新しくユニバーサルプランというふうなことで、椅子とかレイアウトを変えられるというふうなことをおっしゃってはいらっしゃるんですけども、これに対して、什器とかそういうものについては従前のものを利

用されるということでしょうか。それとも、新しいものを購入されるということでしょうか。それ、確認をさせていただきます。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。よろしくお願いたします。ただいまの吉村委員のご質問にお答えさせていただきます。

移動に伴う什器のことにつきましては、産業観光部が新庄庁舎の2階に移ってくるその際には、2階の総務部の机と椅子はそのまま残しておきます。総務部は4階のほうに移動しますので、その際の机と椅子は、今現在の4階に会議室があるんですけど、その会議室の長机を使いまして、そこに職員が、机1つにつき2人が座るような形で考えておりますので、できるだけ費用をかけずにと考えております。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。今の説明もお聞きしまして、それから前からの引っ越し等の、前委員会での説明も受けておまして、市としましては、受けた印象としましては、引っ越しに係る、あるいはこういったレイアウトを変えるにはやっぱりコストがかかるわけです。コストというのは、1つはやっぱりお金、費用の面、そういったコスト。それから、もう一つは時間のコストですね。その間、できる限り短時間でやったほうがいいだろう。それから、もう一つはやっぱり職員の皆様、仕事をされているわけですから、職員の負担というコストがあると思うんですが、今回の市が出されたこの案につきましては、お金、時間、それから職員の負担という3つのコストをできるだけミニマムというか、小さくしようという意図が見えますので、非常にこれは評価をしたいと思います。

その上で、レイアウトが変わったときに、例えばカウンターとかで、新しく市民の方が来られたりとかするとき、やっぱりこのレイアウトの違いで戸惑われる例もあろうかと思えます。今回、これを導入して、伺いたいのは、まず1つは、このカウンターのほうに来られる市民の方に対しまして、特に、例えばほかの自治体の例なんか見ましたら大きなパネルとかそういうものを設置したりとかしているんですが、今回は費用の関係でそういうのは見送られるのかどうかということをお伺いしたいんですが。もし見送られるのであれば、これは別に費用がかからない方法としまして、今でしたら、天井からぶら下げて、印刷のというような大きなパネルとか、そういうものはどうしてもコストがかかってしまいますので、そうではなくて、例えば私が一般質問とかで使っているパネル、これ、A2の大きさなんですけど、それより大きいA1パネルとかでも、もうプリンターで、出力センターですぐ出力してもらえます。半ば手作りといいますか、そういうふうなものも使って、一般市民に分かりやすいと、そういったレイアウトというか、そういう表示をしていただきたいというふうに思うのを、それを検討いただきたいということ、それについてちょっとお伺いしたいと。

それからもう一つは、これにも関わってくるんですけども、前に當麻庁舎のところで授乳室、お子さんを連れのお母さん方が来られるということで、そういう場所をつくるということに対しまして、東京のテレビ局で報道していたんですが、m a m a r o という、商品名はあるんですが、こういった授乳スペース、あるいはおむつをし替えるような、畳1畳分ぐ

らいあれば導入できるようなレンタルの箱があるんですね。これは導入コスト、あるいは維持コストも共に安いので、この當麻庁舎でどれぐらいの期間、置かれるか分からないんですが、コストも勘案した上で検討をお願いしたいという話を差し上げました。これは前に協議会で差し上げましたが、新庄庁舎の1階におかれましても、この商品は、大きな哺乳瓶のイラストが描いていたりとか、和むような空間づくりということにも使えますので、ぜひとも導入の検討をお願いしたいということですね。

先ほどの、1つ目はパネルの設置を検討していただきたいということと、それからあと、こういったレンタルの授乳スペースというんですか、そういうものが、コスト的に見合うのであればぜひとも導入を検討していただきたいということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。ただいまの吉村委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のカウンターのパネルの設置につきましては、今回の補正予算の費用の中には見込んでおりませんが、先ほど委員のおっしゃったように、簡易なパネル等の設置も考えられることから、検討してまいりたいと存じます。

それから、2点目の授乳室のスペースにつきましては、こちらは今、分庁舎のほうには案として授乳室の設置を考えているところでございますが、新庄庁舎におきましても検討してまいりたいと存じます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 お子様連れの方という、これは男性、女性にかかわらず、當麻庁舎にかかわらず、新庄庁舎にもいらっしゃることと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

また、パネルの設置につきましても、やはり今回レイアウトが変わることで迷われる市民の方もいらっしゃると思いますので、そういった市民の方々が場所を探す負担を軽減するために、ぜひともこちらのほうもご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、先ほどの説明、それから、それ以外のところも1点お尋ねをしたいと思います。

まず、産業観光部の業務の市民対応ということで、先ほど説明をいただきました。この資料を見て、私どもはある一定、なるほど、こうなるんだなという説明は理解したんです。ただ、この説明の中で、もう少し分かりやすく言っていただけたらよかったなと思うのは、従来の農林課が業務を行っている分庁舎で業務を行っている、先ほど説明いただきました4つの業務が、引き続き當麻庁舎分庁舎で設置する総合窓口で対応できることだと。要するに、農林課が変わっても、當麻庁舎分庁舎、元の場所の総合窓口という部署で目的が達成できるんだということの説明資料やと思うんですけれども、これだけ読んでいたら、「総合窓口で対応」と書いているので、それってどこやねんというふうなことになるので、もう少し付け

加えると、當麻庁舎分庁舎で今後設置を予定している総合窓口で対応すると、こういうふうにご理解をさせていただきたい。そういう説明までやっていただくと分かりやすいなと思いました。

それから、それに関連してですけども、當麻庁舎分庁舎で予定をしております総合窓口設置については、先ほど吉村始委員もお述べになっていましたように、戸惑いが生じるであろうと、私もそういうふうに推測いたします。リモートも含めて、住民の方がスムーズに目的を達成される場所にたどり着くには、誰かの手助けが要るかなと。それを案内板でクリアすんのか、私が前回にちょっとご提案させていただきました窓口案内係的な方を設置していただいて、エスコートしていただくような、軌道に乗るまでといたしますか、安定するまでといたしますか、そういう戸惑いのないような対応を考えていただけたらなということをお願いしたいなと思います。

それから、もう1点ですけども、先ほどの新庄庁舎の1階配置図。これ、先ほどは2階に農林課が移動するというのを、変更点だけ説明をいただいたわけですけども、確認をさせていただきたいんですけども、この新庄庁舎に移動する案というのは、今後、當麻文化会館も含めてどう再利用するんだとか、リニューアルをどうするんだというようなことも含めた中期的な計画の中に、再度新庄庁舎の、今移動されることがまた変更になるのか、いやいや、この農林課、それから社会福祉課がこちらに當麻庁舎から移動してきた、これはほぼ中期の段階においても、これはもう固定ですよと、また戻りますよというようなことがないのか、それだけお聞きをしたいなと思います。

というのは、先ほどもちょっとお聞きしましたように、社会福祉課が當麻庁舎から新庄庁舎に移動して、今ある新庄庁舎の1階の、市民の方が庁舎に来られて、入り口の部分に、市民窓口課から5課がずらっと並ぶんですけども、非常に新庄庁舎、ゆとりを持って、広々としたフロアになっていて。快適空間というんですか、非常に天井も高く、ゆとりのあるスペースかなというふうに思うんですけども、一方、2階、3階、それから1階でも長寿福祉課が入ります、今、環境課等が入っておるあの廊下については、それなりの必要なスペースが確保されて。極端に、この1階の市民窓口課前のエントランススペースが広がっていて、今後、庁舎を有効に使うための必要スペースが、今、計画では1.5メートルですか、窓口のカウンターを前へ出されるというふうなご検討をいただいているわけですけど、中期的なことも考えて、この最適位置がどの辺にあるのかということもご検討、再考されるのか、いやいや、もうこの1メートル50センチで、これ以上エントランスホールが狭くなったら狭くなるよというふうなお考えなのか、この2点についてお尋ねをいたします。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 大きく2つ、まずは産業観光部など、ちょっと言葉、分庁舎にできるみたいなものは付け加えて、また丁寧に説明できるようにさせていただきます。

また、看板なのか人なのかというのも、少しレイアウトを作った上で、柔軟に対応させていただきたいと思います。最初は人もいてもいいのかなと思いつつ、職員の中で対応できるかもしれませんし、もしかしたら職員の中で対応できなければピンポイントでというのもあ

るかもしれませんが、少し様子を見させていただきながら考えさせていただきます。

2点目の配置図について、このままなのかどうなのかというのは、それも状況を見ながらだと思います。もっと前にやったり、もっと後ろにやったりというのも、それもその場その場の状況、その時点その時点の状況を踏まえて検討させていただきますので、いろいろなご意見だったり、市民の皆様からのご意見をいただいて、それを教えていただけたら、また検討させていただきます。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 多分、まだ返答の部分が抜けていたのかなと思います。今回、この新庄庁舎の配置図といえますのは、緊急避難的な配置図でございます。これから、今まさに議論をしていただきます当麻庁舎のあり方につきましては、まだ完全な結果が出ておりませんので、その議論によって課の配置というのは変わる可能性があるという理解をしております。ですので、今回のこの配置に関しましては、最大限費用をかけない形の引っ越しを考えておるところでございます。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 市長もご答弁いただきまして、ありがとうございます。一時的配置ということに関しては、十分理解をした上での質問でございます。一時的配置であるにしろ、今回の当麻庁舎がなくなることによる弊害を極力少なくするためには、今回の一時的配置というのは非常に重要なことであるのかなというふうに思います。

具体的に言うと、戸惑わないシステムが必要かなと。先ほど申し上げましたように、産業観光部の業務が戸惑いなくご案内できるような方法となれば、私が以前、それから今、溝尾副市長も検討すると言っていた人によるご案内、比較的高齢者であったり、ふだん来庁されない方が、スムーズにその目的が達成されるようなご配慮は十分していただくことが賢明かなと、お願いしたいなというふうに思いますので、極力、人の手でご案内いただけるような方法を取っていただくということをお願い申し上げておきたいと思います。

2点目については結構でございます。十分、その都度の最適なスペースの確保といいますか、改善計画を立てていただけたらということをお願いしておきます。

以上です。

川村委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。これからいろいろ変わっていくので、もう大前提、市民の皆さんのご協力のご理解を得ていかなければならないところもあると思うんですけど、僕のところにもちらほら、あれはどうなる、これはどうなるという、皆さんも来てはと思うんですけども、簡単なことは僕、答えているんですけど、難しかったらちょっと折り返しますみたいな形で対応しているんですけども、今、そういう問合せというのはどれぐらい来ているものなんですかね。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。ただいまの杉本委員の質問にお答えいたします。

市民からの問合せでございますが、課で認識しているのは1件、今あったところでございます。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 意外と少ないんですけど、これから多分、増えていくと思うんです、変わっていけばいくほどね。その周知の仕方、僕もさんざん、何回も言っているんですけども、やっぱり、ここにも書いてあるようにいろんな方法で、このスケジュール、先もって先もって伝えていかなあかんから、先もって先もってやろうと思ったら、もう今の段階からやっていって、今はこういう状態です、来年のこれぐらいではこうなりますという周知の仕方をやっていかなあかんと思うんですよね。ウェブ、ホームページも専用ページを作って、今、チャットボットですか、あれも何かうまく活用して、こういうふうになっていますとか、あと、専用ダイヤルでも作るなり何なりして、できることは絶対全部やっていただいて、市民の皆さんの協力を得なければならないので、僕のところにも来るぐらいですから、多分、これからどんどん増えていくので、そういうこと。あと、ポスターで今こうなっていますとか、チラシを作って、これからこうなっていくというふうに前もって前もってやっていただきたいんですけども、そういう周知の仕方というのは今、大体どんなことを考えられているんですかね。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

市民の方への周知の方法といたしましては広報、それからホームページ、それと定時放送というものを考えております。今、委員のほうからおっしゃっていただいたチャットボット、それからチラシ等も検討していきたいと思います。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 それはもちろん全力であるもの、今使えるものを全て使っていただいて、市民の皆さんの立場に立って、こういうふうにやったらちゃんと知れ渡っていくのかなというふうな考えでやっていただいていると思うんですけども、できるだけ皆さんの声を拾って、ちゃんと誘導できるようにお願いしておきます。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 それでは質問させていただきます。当委員会、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会、今回、2回目になります。そもそもこの委員会の設置の目的、前回のほうでも説明がございましたけども、耐震性で劣る當麻庁舎の危険性の排除、これが1つ。もう一つ、ICTを活用した庁舎機能のあり方、これが2つ、大きな設置目的となっております。

私からは、2つ目のICTを活用した庁舎機能のあり方について慎重に調査・検討する必要があるって書いてあるので、それについての質問です。2つございます。

1つ、今回、配置に関してはあくまでも仮だという説明がございましたけれども、今後も含めて、業務の中でICTを活用する、その手段となるのはパソコンです、今でもそうですけれども。今回も含めて今後も、やはり配置換えをするに当たって、そのパソコンの持ち運びが必要になってくるのかどうか。要は、端末自体が1人1台割り当てられているとは思いますが、それが個人にひもついているのか、あるいはもう端末自体は固定化しておいて、どこでも使える状態にするか。恐らくこのフリーレイアウトみたいな感じで今後考えるということも書かれているので、そういう形じゃないかと思えますけれども、その辺り、どういう運用をされていくかというのをお聞きしたいです。これが1点。

2点目、今回の庁舎再編のところ、今後も含めて考えていくに当たっての一番の目玉が、リモートでの窓口対応なんですよね。これというのは従来になかったところで、これが本当、言ってみればICTに関するところの一番の目玉の対応だと思います。その点につきまして、今回、當麻庁舎分庁舎のほうでは総合窓口課というのを設置して、リモート対応ができるリモートブースまで考えていらっしゃいます。それに呼応するがごとく、今回の配置の仮案では、1階のフロアの中央にリモートブースというのも設置されておりますけれども、このリモートブースの取扱いについて、分庁舎から市民の方がリモートで対応を求められたときには、この新庄庁舎のリモートブースを使わないと対応できないのか、あるいは個々の端末でも対応可能なのか。

これについて、以上2点、お聞かせください。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のパソコン、端末のことになるかと思いますが、今現状、職員1人にパソコンを設置しております、そのパソコンは固定になります。職員が異動いたしましてもパソコンは置いたままで、そのパソコンには個人用と共有用というフォルダがございますので、そちらで管理しているところでございます。

2点目のリモート対応、特にブースの取扱いについてでございますが、この新庄庁舎の配置案に「リモートブース」、それから「ブース」と書いておりますのは、市民窓口課と保険課のところに「ブース」と書いておりますが、こちらのところは、現状、葛城市ではワンストップサービスといいまして、市民の方が来られましたら、職員が移動して、職員の派遣型という形で対応しております。今回、このブースは、分庁舎のほうに住民の方が来られた際に、分庁舎と新庄庁舎をつなぐブースとして、このブースには職員が、市民の対応をするために使用すると。また、市民の方も、ここのブースを使うこともできます。さらに、収納促進課と保険課の間に「リモートブース」と書いておりますのは、こちらは、なお専門的な担当課で対応するような案件につきましても、ここのプライバシーに配慮したブースで対応するというのを考えております。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。端末の件に関しましては、現状、1人1台で、要するに個人に

ひもづいた専用端末みたいな形ですけども、今後は共用端末という形で、どのパソコン端末に行っても使える形に持っていく、現状そうなっているということですけども、それを更に推し進めた上で、個人のデータにも配慮した形で運用されるということで理解いたしました。

リモートの窓口対応に関しましても、現状、市民の方が利用するリモートブース、それから職員の方が対応するリモートブース、こちらについては共用で使えるということで理解いたしました。

いずれにせよ、これが1つの試金石となって、今後の庁舎における市民対応というのが、當麻庁舎に行かないと駄目、新庄庁舎に行かないと駄目というふうに限定されるんじゃなくて、どちらからでもできる、現地の対応が難しい場合はリモートでもやって、次につなげるということができるというふうに変っていくと思いますので、この辺りの構築というか運用だけはうまくやっていってもらえたら、恐らく今回の、我々がこの特別委員会で検討しているICTの利用というところに関してはうまくいくんじゃないかと思いますので、よろしくをお願いします。

川村委員長 ほかに。

西井委員、どうぞ。

西井委員 このレイアウトについてはおおむね理解できますねけど、ただ、駐車場について、例えば農業委員会とか民生委員会とかを開かれたら、非常に、現状では駐車場、ちょっと無理になるような、逆に諸手続に来られる市民の方が車を止めるところがないやないかというようなことが多々起こってくるんじゃないかなど。それについて、例えばそういうふうな農業委員会にしたかって、会議場所はこれであるなというのは理解できるねけど、ただ、来られて、駐車場自体がいっぱいになって、その上に一般の、諸手続のために来られる市民が止める場所がないから、難儀やなど。これについて、何か対応を考えてもらっておるか。職員だけでも駐車場のスペースが、現状、これ自体増えるところに、そういう会議をされるときにはなお増えてしまうと。レイアウトはこれとして、確かにいろいろ工夫されているねけど、その辺の何か対策を考えておられるんか、ないしはまたそういう委員会は別の施設で、例えば文化センターの会議室とか、そういうところでされるようにしたら分散できるやろうしというふうな方法も含めて考えておられるんかどうか、やっぱり今、車社会というのは事実やから、その辺、どのように思われているか、ちょっと教えてもらいたい。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの西井委員の質問にお答えさせていただきます。

各団体等の会議で、駐車場の問題でございますけれども、この会議を開催されるに当たりますは、もちろん庁舎で会議を行っていただくのが一番いいんですけども、場所の分散をした上で、委員おっしゃったように、文化会館であったり、健康福祉センターであったり、そうした場所のところで会議をしていただくということも考えております。

以上でございます。

川村委員長 西井委員。

西井委員 一般市民が駐車場、困らないような方法で。今おっしゃったように、その会議はまた別の

施設とかというような形で、駐車場をある程度、広げようがないと、現実にはね。そやから、その辺を含めて運用方法で検討してもらったら、一般市民が諸手続に来るのに迷惑がかからないように、工夫をお願いします。

以上です。

川村委員長 ほかにありませんか。

谷原委員。

谷原委員 第1回から今回、第2回にかけて、一部新庄庁舎のレイアウト、配置が変わったということで、1回目の審査の内容に応じて、農林課あるいは商工観光課については2階に持ってくるということで考えていただきまして、レイアウト案の概要にありますように、1階、2階に来客が多い課を持ってくるという考え方の下に配置されたということで、受け入れていただいております。

また、1回目のときもありましたけれども、當麻のほうから移ってくる課は長寿福祉課、それから社会福祉課、先ほど言った農林課と商工観光課で、残るのが教育委員会及び子ども未来創造部、そして、総合窓口をそこへ置いてということで、だんだん形が見えてきたなというふうに思いますが、社会福祉課についても、長寿福祉課についても、それぞれ相談室がそばにあるように配置していただくなど非常に考えていただいて、いい案になってきているなというふうに思います。

1点だけ質問させていただきますけれども、先ほど市長がおっしゃいましたように、これは緊急避難的な移動で、そのために費用もできるだけかけないということでもございました。私も費用をかけないということについては、その部分では納得できるところもあるんですが、実は議会でこれから審議する中期的な移動では4案ありまして、その4案について議会でもこれから検討していこうかなど。4つの案について、それで予算もつけて、その調査費も可決しているところですけども、その4案いずれも、當麻地域での教育委員会及び子ども未来創造部、総合窓口、それをどこに配置するかということでの4案になっているんですね。したがって、例えば社会福祉課や長寿福祉課がまた當麻のほうのところに戻るといふような案はこれまでの4案にもないわけですから、基本的には、私はここで移動されたものが新庄庁舎で落ち着いていくのではないかとこのように考えるのが合理的ではないかと思っております。

そういうふうに考えますと、4階に総務財政課及び管財課、庁舎機能再編推進室ということで、総務部がここに入るわけですけども、私は、ユニバーサルプランというふうなお話がありました。そこで、取りあえず会議室の長机とか椅子を利用するということですけども、今回の予算にはないかもわかりませんが、たとえ大きな変更があったとしても、什器は利用できるわけですので、私は職員が働く上での生産性というのも非常に大事だと思っています。最近では、そういう意味ではオフィスの改善も進んでいるわけですし、いろんな企業も研究してですね。ですから、そういういい什器とかもありますし、大和高田市が今、新庁舎を建てていますけれども、そのところの1つの例として、ユニバーサルプランについてちょっと見ることができますけれども、私は、小さく入れて大きく育てるということもあります

から、今回の予算にはなかったとしても、4階の総務財政課については、本当の仮住まいみたいなことではなくて、あるいは什器もそういうふうに借り物ではなくてしっかりしたものを、ここは予算をかけても入れたほうが、かえって生産性も上がるし、職員の方の働き方にも資するものになると思いますので、そこは一度検討していただけたらと思っております。これは要望というふうなことになります。意見ということだけで言わせていただきます。

以上です。

川村委員長 答弁、よろしいですね。

谷原委員 結構です。

川村委員長 ほかにありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私のはスケジュール的なことでお聞きしたいんですけども、農林課、商工観光課が実際、第1段階として8月30日から新庄庁舎2階で業務を開始するという事なんですけれども、極端な話、8月29日まで、農林課、商工観光課で事務手続をしたいという、こういう市民がおられた場合に、じゃ、実際どこに行って、分庁舎に行くのかなど。分庁舎の総合窓口はまだ立ち上がっていないと思うんですけども、そういうような形で切れ目のない市民サービスをと、そういうことを考えると、そこらはどのように、今言った質問なんですけども、どういう形になるんでしょうかね。8月29日という、こういうときです。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 8月30日が月曜日ですので、実際には8月27日になるかと思っておりますけれども、27日まではもともとの分庁舎で業務をする予定ですので、切れ目はなく、27日の金曜日まで分庁舎できて、30日からはこちらで。また、総合窓口についてはちょっと遅くなりますので、総合窓口ができるまでの間は新庄庁舎での対応となりますが、切れ目のないようにさせていただきます。

川村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 そういった細かい部分、市民が不安なく、今までと変わりなくサービスを受けることができるように、そういうようなところを特にまた配慮もしていただきたいと、これは要望だけですけれども、よろしくお願いを申し上げます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。大体皆さん、質疑は終わっておられますでしょうか。

西川議長。

西川議長 僕も、この委員ではないんですけども、この當麻庁舎の危険性除去ということで、合併当時から、今、阿古市長もそういうことは、ずっと頭に置かれてきたことが現実的に、當麻のほうの区長からも要望が出て、実際に働く方なんかは、當麻庁舎で働いているのが、昨今の九州や東北のほうの地震、また南海トラフ地震等でびくびく、びくびくしながらということ、それをまず解消せよということで、議会のほうも、理事者のほうも、このことに関しては、いろんな意見はあっても、その方向に進んでいっていると、前向きな議論が両方で交わされていくというのは、長年の懸案を解消していく上では本当にいいことやなと僕は思っております。

ただ、これはお尋ねにするのか、提案というのか。というのは、今お聞きしておりますと、12月から1月にかけて、農業委員会とか産業観光部が入っている分庁舎を、総合窓口課を設けて、そこに市民の方々がいろいろな手続等で来られるということ、それがまずあって、その後、當麻庁舎の本体の解体にかかっていくということになると思うんですけども、當麻庁舎の解体をやるときに、分庁舎との間というのはほんまに狭いと思うんですよ、これ。どんだけの方が、これ、行かれるのか分かりませんが、解体をやるといことになる、足場も余裕を持って、危ないから、やらないかん。そうすると、あそこ、その間、通路としては、ほんまにどうなのかなと、通んのにね。

ですから、ちょっとこれはプロが考えることなのかもわかりませんが、多分、當麻庁舎、あれ、分庁舎のほう、南のほうへ何ぼか、1階部分だけ増築しとると違うかな思うんですわ。全部を解体するまでに、増築した部分だけ取りあえず取り払うて、それで、通路をきちんと確保して、全体の解体に入っていくというような、何か考えてもらったほうがええのかなと。図書館と分庁舎の間に何か空きがあるように、この図面では見えてあるけれども、通られへんやろうし。これ、もう3メートルあるかないかかな、分庁舎との間が。それを1メートル何ぼかぐらい仮囲いをやってというふうなことになってくると、これ、分庁舎を使いながら解体をやるんやから、そこらをちょっと考えてもうてんのかな。取りあえず、考えてもうてんやったら、ちょっと教えてください。

そこだけ、新庄庁舎の使い方、いろいろなことについては議員も委員もいろいろと考え方、また職員の方々のいろんな知恵を絞ってやっていただいているので、使いながら考えていかんなん部分もあるやろうけれども、この分庁舎のところだけ、この入り口がちょっと心配なので、何か考えてはんのかなということだけお聞きしておきます。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 ご心配いただきありがとうございます。我々も少しそこは懸念しております。道路でいうと5メートルぐらいはあります、2台通れますので。ただ、足場がどれくらいになるのかというのはありますので、今回、6月補正のほうで解体の設計の予算を計上させていただいております、その中でどのようにできるのか、1段階でやるのか、2段階でやるのか、まさに言っていたようなことを検討させていただこうと思っております。

川村委員長 西川議長。

西川議長 というのも、解体をやっていて、物が上から落ちんとは限らんので、通路的なもんをずっと上に、落ちてきても直接落ちんように、そこの玄関まで、何か通路的なもんでもしといてもらうとかやらんと、何の拍子に上から何かが落ちてくるか分かれへんので、仮囲いのそれだけでええんか、それとも仮のその部分の通路だけ、玄関のところまで何かやるのか、安全の方面はもうプロが考えることやと思いますけれども、あまりにも狭いのと、そこを使いながら解体をやるということなので、そこらの安全性だけは最大限考慮していただきたいと思えます。

川村委員長 今、議長のほうから安全対策について、委員の皆様もいろいろとイメージはしていただいていると思うんですけども、最後にそのお話をいただきましたので、ありがとうございます。

す。

全体にいろんなご意見をいただきました。市民への周知という部分で、私もちょっと補足というか、ホームページとか、それから定時放送なんかでそういった周知を図られるんですけど、実際に當麻庁舎の入り口に、銀行のATMがなくなるというようなときもそうですけど、やっぱり現地で移動になりますというような案内は絶対必要であるかなというふうに思いますので、いろんな手段を、実際にその利用がない方も、現地ではいつからこんな形になりますというのは、早めにやっぱり周知をしていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど谷原委員のほうから4案という話がありましたけども、これはこれまでの協議会でいろいろと、ここに至るまでの、理事者のほうの試行錯誤もしていただいた中で、これからどのような形でこの庁舎の除却と再編を進めるかという1過程の中で少し示された内容であるかと私は思っておりますので、明確に4案ということが決まっているわけではないということをひとつ確認の上、理事者のほうも、前回の委員会では、いろいろな方向で次のプランニングについては考えるという答弁がございましたので、誤解もありましたらいけませんので、明確な4案というのはまだ示されていないというふうな形で、これからのいろいろな議論の中で再編に当たっては進めていくという方向で、皆さん周知をしていただきたいというふうに思います。ちょっと市民の皆様にも誤解があるといけませんので、明確な4案というのはまだ全然示されていないという形でご確認をいただきたいと思います。

谷原委員。

谷原委員 私を受止めが違うのかもわかりませんが、そこはちょっと保留にしておいていただけませんか。

川村委員長 保留というか、まだそこははっきりしていないということ。

谷原委員 というのは、議論してきた4案で、ずっと議論してきた経過が協議会の中でありました。

その協議会の4案について、予算も詳しい費目ということで、調査も含めて、それぞれの4案についての、大体どれぐらいの予算がかかるかということや調べるということや予算計上したということもあるのです。それがまだこれから動くということやあり得るということや理解しましたというふうにしていただければ。

川村委員長 明確にという言葉は、ないということだけ確認していただければよいかと思います。

谷原委員 分かりました。

川村委員長 増田委員。

増田委員 紛らわしいので、ちょっと確認というか。4案という表現がありましたけど、4つの案というふうには私は理解しているんですけど、それでいいんですね。4つの案です。そういうことですね。

川村委員長 いや、4つの案というのは、協議会の中で一旦示されましたけども、そのことについて調査をしなければ。

増田委員 いやいや、そうじゃなしに、私が誤解したらあかんって思ったのは、4番目の案じゃなしに、4つの案をいろいろと議論していたというふうには。

川村委員長 そうです。

増田委員 そこだけをね。

川村委員長 それは協議会の中でもありましたよね。

増田委員 第4案というふうなご理解じゃないということだけの確認です。

川村委員長 そうです。ありがとうございます。

奥本委員。

奥本委員 案じゃなくて、これ、たたき台であったと思うんですよ。あくまでたたき台として、そんなも含めた上での予算の計上をされているのであって、そのところははっきり言ってまだ未定であって、この委員会としては、まだその話に至ってないところなので、そこはちょっとまだ、これから先、どうなるか分からへんということでもいいですよ、それでね。

川村委員長 そういうことで、改めて谷原委員には確認をさせていただいたということですので、よろしく願いをいたします。

それでは、調査案件（1）につきましてはこの程度にさせていただきたいと思います。

続きまして、調査案件（2）その他についてを議題といたします。

この際、委員の皆様から何かご意見等はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

川村委員長 ないようでしたら、本件につきましては以上とさせていただきます。

これもちまして本日の調査案件は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員の発言の申出がありましたら許可をいたしますが。

内野議員。

（内野議員の発言あり）

川村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

川村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、本当にありがとうございます。庁舎再編というよりも、まず當麻庁舎の危険性、一日も早く市民の皆様、また職員の皆様が危険に遭わないということをお大前提としまして、除却をしなければ、もうこのときが来たということでございます。この認識を改めてさせていただいた上に、今、一時的に、まず庁舎をどのように再編するかという部分、この部分についていろいろとご議論をいただきました。今後、庁舎を再編する、これからの将来のあり方につきましては、またこの段階を踏まえた後に、しっかりと皆様のご意見を頂戴しながら進めていきたいというふうに思っております。まずここまでの段階に、無事引っ越しが終了して解体ができるということをお、もちろん議員皆様方、各位のご意思の中で、理事者の思いと共通する部分かというふうに思いますので、市民の皆様のお安全、職員の安全をまず第1目標として進めてまいりたいと思っております。今後ともどうぞ、いろいろと短期的に、皆さんの意見と共に決めていただかないといけないことというのはたくさんあると思いますが、皆様、どうぞ最後までご協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

これもちまして當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を終了させて

いただきます。

閉 会 午後0時06分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員長

川村 優子